

アドバイザー派遣事業実施要領

1 目的

この要領は、地域の自主的・創造的な文化活動を支援することを目的に、地域において文化活動に取り組んでいる団体等に、公益財団法人北海道文化財団（以下「財団」という。）が、文化事業の企画・制作等に係る実践者や、舞台づくりに係る舞台技術者、舞台等の創作・表現に係る専門家やアーティストを派遣し、実践的な指導・助言を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

2 対象団体

- (1) 地域文化団体
- (2) 市町村
- (3) 市町村教育委員会
- (4) 実行委員会
- (5) 公立文化施設の管理・運営団体
- (6) 学校（但し、複数の学校が連携し実施する場合に限る）等

3 アドバイザーの種類と内容

- (1) 文化企画アドバイザー
文化団体や文化施設における文化事業の企画・制作等に係る助言・情報提供を行う。
（講演会の講師やシンポジウムのパネリストの業務は対象外とする。）
- (2) 舞台技術アドバイザー
文化施設や文化団体における舞台制作の技術面やホール機能の活用等について、指導・助言を行う。
（舞台公演における舞台技術業務は対象外とする。）
- (3) 舞台表現アドバイザー
文化団体等が実施している音楽、演劇、舞踊等の創作・表現面について、指導・助言を行う。
（舞台公演における本公演の業務は対象外とする。）

4 派遣実施期間

1事業につき、原則、連続した3日以内を限度とする。
ただし、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

5 アドバイザーの依頼

実施を希望する団体は、道内外の実践者やアーティスト、舞台技術者など本人の承諾を得て、アドバイザーとして依頼するものとする。

6 経費の負担

財団の負担：アドバイザーの謝金（財団謝金基準に基づく）、旅費（航空賃及び鉄道賃は財団旅費規程の上限内の実費とする。）

実施団体の負担：会場費、宣伝費等

7 申請等の手続き

- (1) 事業実施の申請
実施を希望する団体は「アドバイザー派遣事業申請書」を財団に提出する。
- (2) 事業実施の完了
実施団体は、事業実施後1ヶ月以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに「アドバイザー派遣事業報告書」を財団に提出する。

8 この要領に定めるものの他必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。